新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の 国民健康保険料減免 簡易チェック表

1. 保険料の減免対象期間						
納期限が令和4年4月1日~令和5年3月31日までの保険料がある						
□はい □いいえ ➡ 減免に該当しません □						
2. 減免対象となる理由≪死亡、入院等≫						
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った						
□はい □	□い し	ヽえ	より生計が維持		帯主となりますが、世帯主以外の方に D方を主たる生計維持者とすることが	
			できます。 ・重篤な傷病とは 重い場合です。	、1カ月以上の治療	を有すると認められるなど症状が著しく	
	3. 減免対象となる理由《収入減少》 主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した					
	ロはい	□いいえ	➡ 減免に言	核当しません		
					2入(以下、事業収入等と 減少が見込まれる	
	□はい ↓	□いいえ	➡ 減免に言	亥当しません	※国や都道府県等から支給される事業等に係る各種給付金は、令和3年・令和4年ともに収入には含みません。	
	主たる生計維持	持者の令和3年の	所得の合計金額	頃が1,000万円以 ⁻	下である	
	ロはい	□いいえ	➡ 減免に詰	核当しません		
	主たる生計維持 400万円以下で		まれる事業収え	入等以外の令和3	年の所得の合計金額が	
	□はい	□いいえ	➡ 減免に言	亥当しません		
	主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年の所得金額が0円 (マイナスも含む)である					
	□はい →	減免に該当しま	せん	□いいえ		
	非自発的失業者(会社都合による解雇等)軽減に該当しない					
	□lはい ∏	□いいえ	➡ 減免に詰	ただし、給	与収入以外の事業収入等において減少が 場合は、該当する場合がありますので、 さい。	
☆						

減免額の計算式

減免の要件を満たす方の保険料減免額は、以下の表の計算式によって求められます。

減免対象保険料額【表1】×減免額または免除の割合【表2】=保険料減免額

【表1】

減免対象保険料額 = A × B / C

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者に つき算定した令和3年の合計所得金額

※収入減少が見込まれる種類の令和3年の所得が0円(マイナスを含む)の場合は、上記計算式によりB=0円となるため、減免対象保険料額が0円となります。

※非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる方は、減免の対象外となる場合があります。

【表2】

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免割合 D
300万円以下の場合	全額(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
5 5 0 万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1, 000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した場合は、令和3年の所得額に関わらず、 減免対象保険料額の全額が免除されます(減免割合Dが10分の10となります)。

<参考>減免の計算例

減免の対象となる場合は、次のとおり計算します。

2人世帯(世帯主、配偶者)共に45歳・国保加入

令和3年中の収入額: (世帯主) 営業収入 4,500,000円 営業所得 3,300,000円 (配偶者) 給与収入 1,000,000円 給与所得 450,000円

所得合計 3,750,000円

令和4年に減少が見込まれる収入: (世帯主) 営業収入 3,000,000円 (3割以上減少)

○令和4年度保険料の減免計算

A 令和 4 年度保険料額: 490,500円

B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得:営業所得 3,300,000円

C 令和3年の合計所得金額:3,750,000円

D 減免割合:10分の8

減免対象保険料額

A 490,500円 × B 3,300,000円 ÷ C 3,750,000円 = 431,640円 減免額

431,640円 × D 0.8 = 345,312円 ≒ 345,400円

減免後令和4年度保険料額

A 490,500円 - 345,400円 = 145,100円